

議案第 55 号

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例制定について

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 10 日提出

甲府市長 橋口 雄一

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例

(甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改
正)

第 1 条 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26 年 9 月条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30
人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30
人」を「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30
人」を「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30
人」を「25 人」に改める。

(甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 30
年 12 月条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に

改める。

第37条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

(甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部改正)

第3条 甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例（平成30年12月条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

(甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第57号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項の表中「30人」を「25人」に、「20人」を「15人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 当分の間、第1条の規定による改正後の甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項、第2条の規定による改正後の甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第2項、第3条の規定による改正後の甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例第4条第2項及び第4条の規定による改正後の甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項、第2条の規定による改正前の甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第2項、第3条の規定による改正前の甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例第4条第2項及び第4条の規定による改正前の甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、保育士等の配置に係る所要の改正を行う等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。